

◎運動広場

- (1) 毎月1日から10日の間で翌月の使用予約をするものとする。1日及び10日が交流館の休館日である場合は翌日とする。
 - 1) 使用予約は先着順とし、使用届の提出をもって許可とする。
 - 2) 1団体で使用できるのは3日までとする。
 - 3) 2日連続しての使用は1団体につき月1回とする。
 - 4) 3日以上連続して使用はできない。
- (2) 吉備路クリーンセンターが営業する土曜日（第1週、第3週、第5週）の午前中及び交流館の休館日（※注1）は使用できない。
- (3) 第1項の期間に使用申込がなかった日については、第1項の2から4の制限はなく使用予約出来るものとする。
- (4) 大会等の行事については、使用申請書に大会要項等の写しを添付して申込みすること。この場合翌月以降の使用申込み可能とする。（対象は公式戦とし、練習試合は対象外。）
- (5) 許可された場所以外に自動車やバイクを乗り入れないこと。
- (6) 許可された場所以外に立ち入らないこと。
- (7) 使用を中止する場合は、速やかに交流館へ連絡すること。
- (8) 使用後は、ごみは各自で持ち帰り整地等を行うこと。
- (9) 既存施設以外の施設・設備の設置及び形状の変更をしないこと。
- (10) 防護ネットがないため硬式野球及びゴルフ（グラウンドゴルフは除く）は禁止。
- (11) この規定に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

※注1 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）及び同法に規定する休日の翌日（その日が土曜日または日曜日に当たるときは除く。）及び12月29日から1月3日までの間。